

私はどんな健診が受けられるの？

令和8年度

- 特定健診は医療保険者（保険証を発行する者 例：都道府県、市町村、勤務先など）が実施しています。加入している保険によって、時期や申込方法が異なりますので下表でご確認ください。
- 町で実施される特定健診・がん検診は、事前に町への申込が必要です。広報5月号に同封の申込はがきか、Webでお申し込みください（申込みは5月1日から）。
- いずれの健診も、同一年度内に1回受診できます。

		特定健診など	がん検診
加入している健康保険等（保険証をご確認ください）	国民健康保険（40～74歳）	【特定健診】町の集団健診（9月）、医療機関等での個別健診（7～12月）のいずれかをお申込みできます。 ※健診受診日に他の保険に変わると受けられません。万一、健診後に対象外であることが判明した場合、健診料金の一部をお支払いいただきます。	町で実施される集団健診（9月）、メディカルセンターで特定健診とセットで受ける個別健診（7～12月）のいずれかをお申込みできます。
	後期高齢者医療	【後期高齢者健診】町の集団健診（9月）、医療機関での個別健診のいずれかを受診することができます。福岡県後期高齢者医療広域連合から届く受診票は、受診の際に必要です。紛失しないようご注意ください。 ※75歳になる（後期高齢者医療に加入する）前日までに国保特定健診を受診した方は対象外です。個別健診を受診した方は集団健診の対象外です。	町で実施される集団健診（9月）のお申込みができません。
	社会保険（組合健保、国保組合、共済組合など）（40～74歳）	【特定健診】勤務先にお問い合わせください。	町で実施される集団健診（9月）のお申込みができません。
	社会保険（全国健康保険協会：協会けんぽ）（40～74歳）	【特定健診】協会けんぽ福岡支部にお問い合わせください。 （☎092-477-7250） ※町のがん検診（集団健診）とのコラボ健診は9月18日（金）に実施されます。詳細は協会けんぽ福岡支部のホームページをご覧ください	町で実施される集団健診（9月）のお申込みができません。
	生活保護（40歳以上）	【基本健診】町で実施される集団健診（9月）をお申込みできます。 ※健診料金の免除の申請はお早めをお願いします。	町で実施される集団健診（9月）のお申込みができません。
町内在住の20～39歳		【若年者健診】加入している健康保険の種類に関係なく、健診の機会がない方ならどなたでも、町の集団健診（9月）をお申込みできます。	町で実施される集団健診（9月）のお申込みができません。（該当項目のみ）

※健診料金は、免除制度があります（ただし後期高齢者健診の料金は免除になりません）。事前に手続きが必要です。手続きはお早めをお願いします。

- ・手続き場所…………… 築上町役場 住民生活課 総合窓口係（1階）
- ・手続きに必要な物……①生活保護世帯：診療依頼書 ②町民税非課税世帯：世帯分の課税証明書（発行手数料がかかります）

